

○屋久島公認ガイド利用推進条例
平成 27 年9月 17 日条例第 32 号

屋久島公認ガイド利用推進条例

(目的)

第1条 この条例は、屋久島町においてガイドの資質の向上と業務の適正な運営を確保するため、屋久島町長が認定する屋久島公認ガイドの利用を推進する屋久島町独自のガイド制度に必要な事項を定め、安心安全な自然体験を提供し、屋久島町の自然特性、歴史及び伝統文化の理解と紹介によって、保全と活用の調和による地域づくりの価値や魅力を発信するとともに、エコツーリズムによる観光振興及び世界自然遺産を擁する自然資源の価値を後世に引き継ぐ環境保全を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において屋久島公認ガイドとは、屋久島公認ガイドの名称を用いて、主に屋久島及び口永良部島において利用者に付き添って、有料で案内したり解説したりする者をいう。

(欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、屋久島公認ガイドとなることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) 第 12 条第3項の規定により認定を抹消され、当該公認の抹消の日から起算して2年を経過しない者

(認定資格等)

第4条 屋久島公認ガイドになるには、町長が別に定める事項について認定を受けなければならない。

- 2 屋久島公認ガイドの認定の有効期間は、屋久島町エコツーリズム推進協議会の認定期間とする。
- 3 前項の有効期間の満了後、引き続き屋久島公認ガイドとなろうとする者が、前項の有効期間の満了の日までにその申請に対する認定又は認定の拒否の処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認定の申請)

第5条 前条第1項又は第3項の規定により認定を受けようとする者(次条から第8条において「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、申請書を町長に提出しなければならない。

(認定の実施)

第6条 町長は、前条の規定による公認申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により公認をしない場合を除き、遅延なく屋久島公認ガイド一覧簿に登録するものとする。

2 町長は、前項の規定による認定をしたときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(認定の拒否)

第7条 町長は、申請者が屋久島公認ガイドとなる資格を有せず、又は心身の障害により屋久島公認ガイドの業務を適正に行うことができない者であると認めるときは、認定しないことができる。

2 町長は、前項の規定により認定を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知するとともに、申請者の求めがあったときは申請者の意見を聴取しなければならない。

3 町長は、第1項の規定の適用にあたっては、屋久島町エコツーリズム推進協議会屋久島ガイド登録認定制度審査部会に意見を聴取することができる。

(公認証)

第8条 町長は、第6条第1項の規定による認定をしたときは、申請者に対し、屋久島公認ガイド公認証(以下「公認証」という。)を交付するものとする。

2 公認証には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 認定又は認定更新の年月日及びその有効期限並びに公認番号
- (2) 屋久島公認ガイドの氏名、生年月日及び住所
- (3) その他規則で定める事項

(遵守事項)

第9条 屋久島公認ガイドがその業務を行おうとするときは、利用者に対し、公認証を提示しなければならない。

(変更の届出等)

第10条 屋久島公認ガイドは、公認証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

2 屋久島公認ガイドは、前項の届出をするときは、当該届出に公認証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(公認証の再交付)

第 11 条 屋久島公認ガイドは、公認証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、規則で定めるところにより、公認証再交付申請書を町長に提出して、その再交付を受けなければならない。

(認定の抹消等)

第 12 条 町長は、屋久島公認ガイドが次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を抹消しなければならない。

- (1) その業務を廃止した場合
 - (2) 死亡した場合
 - (3) 第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する者となった場合
 - (4) 心身の障害によりその業務を適正に行うことができないと認められる場合
 - (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- 2 屋久島公認ガイドが前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなったときは、屋久島公認ガイド若しくはその法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。
- 3 町長は、屋久島公認ガイドが第 15 条の規定に違反したときは、その認定を抹消し、又は情状により期間を定めて屋久島公認ガイドの名称の使用の停止を命ずることができる。
- 4 町長は、第1項第3号から第5号及び前項の規定の適用にあたっては、屋久島町エコツーリズム推進協議会の屋久島ガイド登録認定制度審査部会に意見を聴取することができる。

(屋久島公認ガイドの周知等)

第 13 条 町長は、屋久島公認ガイド及び制度に関し、その周知を図るとともに、その活用を確保しなければならない。

2 町長は、屋久島公認ガイドの業務に関する知識及び技能の水準の維持向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(屋久島公認ガイドの努力義務等)

第 14 条 屋久島公認ガイドは、その業務に関する知識及び技能の水準の維持向上に努めなければならない。

- 2 屋久島公認ガイドは、利用者の安心と安全を最優先する。
- 3 屋久島公認ガイドは、利用者の求めに応じ、屋久島の魅力の増進に資する良質なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 屋久島公認ガイドは、屋久島の価値の維持及び拡大のため、自然資源を利用する際は野生動植物及び自然環境に配慮するものとする。
- 5 屋久島公認ガイドは、規則で定める各ツアーの最大催行人数を守るよう努めるものとする。

(信用失墜行為等の禁止)

第 15 条 屋久島公認ガイドは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公認証を他人に貸与すること。
- (2) 屋久島公認ガイドの利用を強要すること。
- (3) 特別の理由があると認められる場合を除き、案内に係る所定の料金以外の金品を請求すること。
- (4) 自然環境の保全に関する法令の規定に違反する行為をすること。
- (5) 自己の過失等による重大な事故を起こすこと。
- (6) 利用者からの苦情に適切に対処せず、行為等を改善しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、屋久島公認ガイドの信用又は品位を傷つける行為をすること。

(名称の使用制限)

第 16 条 屋久島公認ガイドでない者は、屋久島公認ガイド又はこれに類似する名称を使用してはならない。

(補則)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。